

三宝院門跡と門徒

——主に室町時代を中心に——

藤井雅子

はじめに

従来、門跡に関する研究の多くは、政治権力側から説明を行おうとしたものであったが、近年、延暦寺⁽¹⁾・興福寺⁽²⁾・東大寺⁽³⁾・青蓮院⁽⁴⁾では、門跡の役割の中からの研究が蓄積されてきている。しかし各門跡は、その成立や宗派、門跡と寺家との関わりなども異なり、必ずしも門跡と門徒の関係やその組織について共通性は見出すことが容易ではない。今は各門跡の実態を明らかにすることが求められているといえよう。

門跡という語句については永村眞氏⁽⁵⁾によって、鎌倉中期以降、「貴種住持の院家、貴種の院主」という限定された語義となり、南北朝時代に定着したとの見解が示された。「門跡」という語義が明確に示されないまま用いられてきたことに対して、警鐘を鳴らしたという点で評価されるが、永村氏が提示した語義の変化は大きな流れであり、やはり個々の門跡の実態については改めて検証する必要があるだろう。

醍醐寺の門跡である三宝院門跡の研究の多くも、森茂暁氏『満濟』に代表されるような世俗社会との関わりを説明しようとしたものであった⁽⁶⁾。こうした研究により、三宝院賢俊や三宝院満濟による室町幕府の祈禱勤修や幕政において果たした政治的役割は解明され、大きな成果が挙げられてきた。その一方で三宝院門跡の拠所というべき、寺内における立場や宗教上で果たした役割については未だ解明の余地が残されているように思える。

そこで三宝院門跡の寺内活動に関する研究を整理し、その問題点を明らかにしておきたい。伊藤清郎氏は、門跡組織は〔院主(門主)―門徒(同宿を含む)―下部・所従〕から構成され、門徒の内部には〔宿老―一般門徒〕という序列が存在し、宿老による内談が行われると指摘した⁽⁷⁾。しかし時代的な設定が不十分なこともあり、門跡の構造については、具体的な事例をもとに再度確認する必要があると考える。土谷恵氏は、平安院政期から鎌倉前期における三宝院が、院主と門弟、執行・三綱・承仕によって構成されており、醍醐寺政所の構成員を吸収して、座主房を兼

ねる醍醐寺の中枢機関として位置していたと述べている。⁸⁾この三宝院の内部構造は、本稿が対象とする室町時代に三宝院門跡が座主を兼帯していた状態に類似しており、傾聴するべき説である。

鈴木智恵子氏は、室町時代において門跡と深い関わりを持った「出世者」「世間者」の実態について説明し、「出世者」とは「門跡や供僧の資に連なり、法流の担い手となり得る選ばれた者」と位置づけ、さらに「院家や他の子院の所属の者が、門跡と子弟関係を結び、その側近となることは、本来の所属の子院の立場からみれば上格への昇進ということになり、このような経路を持つ僧を出世者と称した」と指摘した。「世間者」については「房官をその頂点とする職に就いていた、寺内においては俗的な部分を構成していた人々」と述べている。⁹⁾これに対して筆者はすでに、「出世者」とは、「出世」自身が昇進するために「出世」と称されたと考えるよりは、むしろ門跡を出世させる役割を担う者で、門跡の修学に深く関わる者という別の意味を設定し、「世間者」については、門跡を「世間」させる者、すなわち門跡領などの「世間」物の管理や、世俗社会との関わりを取り仕切る役割を果たす者という、より具体的な意味を持つのではないかと反論した。¹⁰⁾

服部幸子氏による「中世醍醐寺における法身院と満済に関する一考察」¹¹⁾(以後服部論文A)は、室町前期の三宝院門跡満済が拠点とした京門跡法身院について初めて注目したものである。また同氏は「醍醐寺満済の准后庁と房官に関する一考察」¹²⁾(以後服部論文B)の中で、満済の准后宣下に伴う私的な准后「庁」が、出世別当官、庁務を筆頭とした世間別当官・院司・公文によって構成されていたこと、庁務を兼帯した三宝院房官で代々「大溪」と称した(豪仲―豪意―豪快)の系譜を挙げている。しかし氏自身も述べているように、准后庁と三宝院の政所、寺家

政所との相互関係については今後の課題として残された。

そうした中で拙稿「室町時代における三宝院門跡の実態」では、室町時代における三宝院門跡が頻繁に交代したことに注目し、寺内における三宝院門跡の実態を検討したが、門跡組織の問題を正面から取り上げたものではなかった。¹³⁾

そこで本稿では、三宝院門跡の立場が確立したと評価される¹⁴⁾、室町前期の満済期前後を中心に、三宝院門跡の寺内における立場やその構成員、特に門徒・房官との関わりに注目しながら、その組織や実態について説明することを具体的な検討課題とし、寺院社会において門跡が存続する条件に言及したい。

なお前述した通り「門跡」には、「貴種住持の院家(場)」と「貴種の院主(人格)」という二つの語義があり、本稿では、これらの意味の違いにも注目しながら検証を行いたい。

また三宝院門跡が名実ともに「門跡」と称してその立場を確立したのは、室町前期の満済期であり、それ以前に三宝院を相伝した者は本来、「三宝院院主」とすべきであろうが、南北朝期の賢俊以前から「門跡」への動きは確認されることから、それらを含めて便宜上「三宝院門跡」と表記することもある。

本稿で用いる「門徒」とは、「門跡と師資関係にあり、門跡の法流を相承する弟子、もしくはその集団」とし、「房官(坊官)」とは、「門跡に属し、門跡経営などの俗的な部分に携わる寺僧」と定義する。また「門下」とは、「門徒・房官を含む門跡に参仕する寺僧集団」という意味で用いる。

第一章 三宝院院主から三宝院門跡へ

(1) 三宝院・三宝院流の相承と三宝院門跡

まず三宝院門跡の成立から室町時代に至るまでの人格的門跡の立場の変容について確認しておきたい。

三宝院は平安院政期に勝覚によって建立された院家であるが、院家創建当初より、醍醐寺における法脈の中心として、その院主は醍醐寺座主を兼帯することが多かった。こうした三宝院の院家と法流と座主が一体に相伝される状態が、三宝院院主にとって理想的なものと永く認識されてきた。

三宝院は【表1】の通りに継承されたと推測されるが、その出自をみると、平安院政期の三宝院建立当初は、願主が源氏であった理由から、院主（門跡）も源氏一族によって継承された。しかし平安院政期の勝賢以降は、特定の家門から院主が選出されることはなくなり、名家以上の貴族の息子や親王の入室がみられるようになった。室町前期の満済以降は撰閥家の息子が將軍の猶子として入室し、名実ともに貴種の院主たる門跡として数えられるようになった。¹⁵⁾

史料上における三宝院門跡の初見は、管見の限り、建長六年（一二二四）の後嵯峨上皇院宣とみられる（『大日本古文書 家わけ十九 醍醐寺文書』以下『大古』、七一―三六六（三））。この中には「醍醐寺座主事、所被宣下候也、是非被付三宝院門跡、依當時之器量所被補也」とあり、¹⁶⁾ここの「門跡」の意味は、単なる「三宝院流を相承する院主」ともとらえるものの、先に見た門跡の系譜を考慮すると、「三宝院流を相承する貴種の院主」との意味も含んだものとも解釈できる。

【表1】三宝院門跡表（平安時代～江戸前期）

門跡	出自	師	生没年	備考
勝覚	左大臣源(堀川)俊房息	定賢入壇、義範付法・写瓶、範俊重受	天喜五年(1057)～大治四年(1129)	
定海	右大臣源顯房息	義範入室、勝賢入壇・付法・写瓶	承保元年(1074)～久安五年(1149)	
元海	大納言源(京極)雅俊息	定海入室・写瓶、禪惠付法	寛治七年(1093)～保元元年(1156)	
実運	左大臣源(堀川)俊房息	元海付法・写瓶、寛信入壇	長治元年(1104)～応保元年(1161)	
勝賢	少納言藤原(高階)通憲息	実運入壇・写瓶、最源入室	保延四年(1138)～建久七年(1196)	
実繼	大納言藤原(三条西)公保息	行海・雅宝入室、勝賢重受	久寿元年(1154)～建仁四年(1204)	
成賢	中納言藤原(桜町)成範息	勝賢入室・写瓶	応保二年(1162)～寛喜三年(1231)	
良海	摂政藤原(九条)兼実息	実繼・成賢弟子	寿永二年(1182)～建保六年(1218)	
聖海	惟明親王息	成賢入壇	建永元年(1206)～未詳	三品親王
勝尊	摂政藤原(松殿)師家息	実賢入壇	未詳	
憲深	侍従源(中院)通成息	成賢入壇	建久三年(1192)～弘長三年(1263)	
定済	内大臣源(土御門)定通息	憲深・定親入壇	承久二年(1220)～弘安五年(1282)	
定勝	左大臣源(山階)実雄息	定済入壇	寛元三年(1245)～弘安六年(1283)	
通性	龟山院宮	法助准后入壇、定勝重受	弘安元年(1278)～未詳	
聖兼	摂政藤原(近衛)家実息	阿弥陀院行啓入壇、定済入壇	仁治元年(1240)～永仁元年(1293)	東大寺別当、東南院
聖雲	龟山院宮	頼瑜入壇、実勝入室、親玄入壇、重受	文永八年(1271)～正和三年(1314)	
定任	大納言藤原(中御門)帥経任息	定勝・通海入壇	弘長二年(1262)～延慶二年(1309)	
賢助	太政大臣藤原(洞院)公守息	通海・定任入壇	弘安三年(1280)～正慶二年(1333)	
聖尊	後二条院宮	賢助入壇	嘉元二年(1304)～応安三年(1370)	
聖尋	藤原(鷹司)基忠息	阿弥陀院聖忠入壇、定頼重受	未詳	
賢俊	大納言藤原(日野)俊光息	賢助入壇・付法・写瓶	正安元年(1299)～延文二年(1357)	
光济	大納言藤原(日野)資明息	賢俊入室・付法・写瓶	嘉暦元年(1326)～康暦元年(1379)	
聖珍	伏見院宮	阿弥陀院聖尋入壇	未詳～永徳二年(1382)	東南院
光助	大納言藤原(日野)時光息	光济付属資、弘賢入壇	観応二年(1351)～嘉慶三年(1389)	
満済	藤原(二条)師冬息、足利義満猶子	実済入壇、隆源重受	永和四年(1378)～永享七年(1435)	
義賢	大納言源満詮(足利義満舎弟)息	満済入室・付法・写瓶	応永六年(1399)～応仁二年(1468)	
政深	関白藤原(近衛)房嗣息、足利義教猶子	義賢付法	永享九年(1437)～未詳	
義覚	足利義政息	無受法	応仁二年(1468)～文明十五年(1483)	
政紹	関白藤原(九条)政忠息、足利義政猶子	賢深入壇、重賀重受	文正元年(1466)～延徳三年(1491)	
持厳	藤原(今小路)成冬息、関白二条持通猶子	賢松重受	不詳～永正七年(1510)	随心院
義堯	関白藤原(九条)政基息、足利義種猶子	源雅入壇	永正二年(1505)～永祿七年(1564)	
義演	関白藤原(二条)晴良息、足利義昭猶子	雅厳入壇、亮淳重受	永祿元年(1558)～寛永三年(1626)	

※【表1】は「三宝院列祖次第」「醍」43 函 47 号、「醍醐寺新要録」座主次第篇、「五八代記」、「公卿補任」を参考にして作成した。

(2) 三宝院の焼失と再興

平安院政期の三宝院建立から鎌倉前期の院主成賢の頃までの三宝院については、土谷氏の論考によって三宝院が寺内において筆頭的な立場に存在したことが指摘されている。しかし鎌倉中期以降、三宝院は正治二年(一一二〇)、貞永元年(一一三二)、文保二年(一一三八)の三度にわたり焼失を繰り返したため、院主は三宝院ではなく、宝池院に住持することを余儀なくされた(『新要録』以下「新要録」三宝院篇)。よって定済以降の院主は、実体のない三宝院を相伝することが多かったことになる。

また三宝院流は鎌倉中期以降、定済を先師とする三宝院流宝池院方(定済方)、地藏院方、憲深を先師とし報恩院を拠点とする憲深方(報恩院方)に分流し、三者によって正統が主張された。こうした法流をめぐる対立をうけて、永仁二年(一一九四)、伏見天皇綸旨により報恩院憲淳に三宝院流嫡流相承が認められた(『大古』一一三四八)。こうして鎌倉後期以降、憲深方が三宝院流の正統であるという認識が定着することになった。

さらに三宝院門跡によって兼帯されていた座主職も、金剛王院や阿弥陀院といった三宝院以外の院主が補任されることもみられるようになった(『新要録』座主次第篇)。こうして本来、院家と法流が一体に相承されることで、寺内の中核的な立場を守ってきた三宝院門跡は、鎌倉後期にはその立場を弱めていった。

その後、三宝院門跡の失墜した立場を再興しようとしたのが南北朝期に活躍した三宝院賢俊である。賢俊は、醍醐寺の報恩院・金剛王院・理性院という有力三院家を門徒化し、それらの上に立つことで三宝院門跡の寺内における地位を高めて、再興しようとした。まず文和二年

(一一三三)五月に、賢俊は公家に対して、闕所となっていた三院家の「管領」^{かりよう}権を求めた(『大古』八一―八二〇)。これにうけて同八月、賢俊は綸旨によって報恩院の「管領」を認められ(『醍醐寺文書聖教』以下「醍」、一三三函二三号二番)、延文元年(一一五六)隆憲に対して報恩院を安堵した(『醍』一三三函二三号一番)。そして理性院は宗助に、金剛王院は頼俊に対して同様の処置を行った。こうして三院家を三宝院門跡の被官として、門徒とした(『醍』一五函二〇七号¹⁸)。

さらに賢俊が座主職に補任されたことにより、門跡が寺務組織の頂点に立ち、座主を兼帯することになった。応永二年(一三九五)、満済が座主に補任されて以降、江戸前期まで三宝院門跡が座主職を独占することとなった(『新要録』座主次第篇)。つまり賢俊は座主を兼帯することにより、寺内における門跡の優越的な立場の確立を目指したといえよう。

では院家としての三宝院門跡は何時再建されたのであろうか。三宝院は南北朝期以降、門跡光済の許で一度は再建されるものの、再度大破し、応永三十一年(一四二四)に満済により、「灌頂院」のみが造営されたようである(『座主次第』)。このことから、三宝院は次第に座主坊として住持する場としての機能を失い、儀式の場という固有の機能のみを持つ院家となっていたと考えられる。このことは座主坊(座主を支える組織)が三宝院とは別の場所に移ったことを意味する。その場所とは金剛輪院だと考えているが、これについては第三章および第四章で詳しく述べることにしたい。

ところで室町前期に三宝院を継承した満済は、門跡再興のために三宝院流嫡流の相承を重要視した。まず応永十年(一四〇三)、同十九年(一四一二)、満済は報恩院隆源から許可灌頂を受け、三宝院流憲深方の法流を相承し(『醍』九九函八号一―三番、一九号一・二番)、三宝院流

の正嫡に相伝される重書や聖教の収集を積極的に行った。⁽²⁰⁾ このような段階を経て三宝院門跡は、院家・法流・座主という三位一体を再現して、寺内の筆頭的立場を再興したといえよう。

(3) 門跡の居所法身院の成立

門跡を再興する一方で、賢俊以降の門跡は武家との交流を重視して「足利將軍尊氏亭」に東隣する京門跡法身院を拠点として活動した。⁽²¹⁾ その後も法身院は門跡義賢・政深・義覚・政紹の得度の場合とされ（得度類集記『醒』一七四函一四号）、各門跡は醍醐寺ではなく、主に同院に止住したと考えられる。⁽²²⁾ 結局、法身院は明応二年（一四九三）に「物取」のために炎上したが（『五八代記』義円項）、それ以後しばらくは再建されなかったと推測され、門跡義堯は、その後、醍醐寺の山上釈迦院に止住したようである（『五八代記』義堯項）。

以上から、三宝院は創建当初から、貴種が住持する院家であったが、鎌倉中期頃から三宝院の焼失に伴い、寺内における立場は低下させていった。そうした事態を打開するため、まず賢俊は寺内の有力院家を管領、被官化し、さらに座主として三宝院門跡が再び醍醐寺の優越的な存在となることを目指したと考えられる。

一方で満済は分派した三宝院流の受法を行うことで、再び寺内における法脈の中心の場として三宝院門跡を再興しようとした。その一方で満済は京門跡法身院に止住して、武家祈祷や武家政権へ参与していった。ここに両者の目指す三宝院門跡の違いがみられよう。

こうして満済以後、三宝院門跡は次第に門跡不在の場となっていった。

第二章 門跡と門徒・房官

人格的な門跡の止住の場が法身院に移ったことは、門徒との関係にどのような影響を及ぼしたのであるうか。そこで本章ではまず門跡にとつて門徒や房官がどのような存在であり、具体的にどのような役割を果たしたのか確認した上で、次章において双方の関係の変化に注目することにした。

(1) 門跡における門徒と房官の役割

まず門跡の入室において門徒や房官がどのように関わったのか史料から確認してみたい。文明十六年（一四八四）、足利義政の猶子として九条政忠息である政紹が次期三宝院門跡となるため入室したが、その様子について「得度類集記抄」政紹項には次のように書かれている（『醒』一七四函一四号）。

今度御入室事、（中略）彼宿所御逗留之間、七月五日、面々此所参申、
 師主観心院、妙法院、（賢者）理性院、（公深）予、世間党二ハ、大溪、按察両法眼、
 少納言、東坊、大藏卿、兵部卿、相模、若狭法眼、越中、筑後等也、
 金劔持参、懸御目畢、御盃給之、

これによれば、政紹の入室において観心院、妙法院、理性院、報恩院公深ら醍醐寺内の院主や「世間党」が政紹の「宿所」に参集したことがわかる。「世間党」とは、「世間者」と同じであり、「はじめに」で述べたように門跡を世間させる者、すなわち門跡の世間に関わる庶務を行う者と考えられ、房官が「世間党」とよばれていたようである。ここにみえる院主らは、後述するように門跡と師資関係を結ぶ関係にあり、門跡から

【表2】門徒一覧

出典	院家名	理性院	報恩院	観心院	中性院	妙法院	無量寿院	金剛王院	西南院	光台院
〔賢俊置文〕『醒』20函47号、104函1号、延文二年(1357)		○宗助	○隆憲			○定憲	○			
〔満濟置文〕同25函207号、永享六年(1434)・同七年		○宗親、宗濟	○隆濟、隆源	○房助	○重賀	○賢快、長濟	○賢紹	○房仲	○顕濟	
〔准后満濟自筆覚書〕同25函59号、教賢への「祇候」名、永享七年		○							○顕濟	
〔得度類集記抄〕政深項、同174函14号、「役者」、宝徳元年(1449)		○宗濟	○隆濟	○賢誉	○重賀	○	○	○		
〔醍醐寺掟書案〕『大古』8-1919、義覚「相計申人数」、文明元年(1469)		○公厳	○隆濟	○賢誉				○隆海		
〔得度類集記抄〕義覚項「役者」、文明十四年(1482)			○賢深	○賢誉	○重賀	○賢超				
〔得度類集記抄〕政紹項「役者」、文明十六年(1484)		○理性院法眼	○賢深、公深	○賢誉	○重賀	○				○弘宣
〔得度類集記抄〕義堯項「役者」、永正十一年(1514)		○厳助	○源雅						○持昭	
〔権僧正義堯置文案〕『大古』7-1442、「坊人」、大永年間(1521~27)		○宗永、厳助	○源雅、隆深	○堯雅	○厳誠	○堯濟	○堯雅(兼帯)	○		○弘宣、弘賀

「門徒」「門人」とも称されていた。つまり門徒・房官が門跡後嗣を出迎えていることから、彼らが門跡組織の中核を担う存在であったといえる。

(2) 門跡の門徒

いまでもなく門跡は入室後も、門徒や房官ら門跡配下の集団によって支えられていた。以下に示す賢俊・満濟・義覚の置文には、「門徒」「坊人」の処遇について記されており、門跡にとって門徒がどのような役割を果たしたのかわかることができる。

【表2】に代々門跡の置文等に見える門徒(院家)を示したが、これによると理性院、報恩院、観心院、中性院、妙法院がその代表的な門徒であったことがわかる。理性院は、前述したように賢俊によって宗助が新院主に安堵されたの契機として、門跡に「扶持」され、門跡にとって「真俗」にわたる「御用」を勤める門徒とされ

た(「前大僧正賢俊置文」『醒』二〇号四七号、一〇四号一号、以下「賢俊置文」)。そして満濟は理性院宗親を「執権」という地位に「申付」けた(「満濟自筆公家以下条々置文」『醒』二五函二〇七号、以下「満濟置文」)。これは「門跡」が兼帯する座主の「執権」で、「寺務代」ともよばれるもので、寺務を統轄し、世俗の庶務を掌る役職である。この「寺務代」については「新要録」巻十五に、宗助以来の代々の理性院院主が同職を「相続」したと記される。

報恩院は、代々の院主が「門跡」に対して「受法」「受戒」を行った(「満濟置文」)。「権僧正義堯置文」『大古』七一一四四二、以下「義堯置文」。こうした「門跡」と報恩院院主との関係については、「准三后義演灌頂抄」に、「一憲深僧正房以来為報恩院師範事」とあり、鎌倉中期に憲深が三寶院定済に法流を相承して以来、代々の報恩院院主は「三寶院門跡」の「師範」を勤め、「門跡」と門徒という立場にありながら、師資関係においては逆転していたことが注目される(『醒』一三〇函五三三号)。さらに報恩院賢深は、文明元年(二四六九)「門跡」義覚の時、「御経蔵奉行」を命じられ、文明十四年(二四七〇)と長享二年(二四八八)、門跡の経蔵の管理を行って聖教目録を作成している。報恩院隆濟は幼少の義覚に代わり、修法を行う「御祈御手代」を勤めた(「醍醐寺掟書案」『大古』八一―一九一九)。

観心院は、「満濟置文」において「当流随一也」、「義堯置文」にも「観心院者、当流無子細門弟也」とみえるが、「当流」とは三寶院流宝池院方を指すと考えられる。つまり観心院は宝池院方を相承する「随一」の門弟とされたといえる。そのため、門跡の法流相承において重要な役割を果たし、門跡の「御師主」や「御経蔵奉行」、「御祈御手代」を勤めた(「醍醐寺掟書案」『得度類集記抄』)。

妙法院は、代々「法流羽翼」を担う存在であったとされ、満済は妙法院賢快に対して「一流伝持」（三宝院流）を全うするために伝授を行っており、師弟関係が確認できる（満済置文）。

このように人格的門跡は、門徒と密接な関係を築いていたが、その紐帯は法流相承であった。ただし法流相承は門跡から門弟のみならず、門弟から門跡の場合もあった。その要因は様々だが、満済の場合は、分流した三宝院流を多く相承することで、寺内における法流上での筆頭的な立場を得ようとしたためとみられる。

そして門跡にとって門徒は様々な役割を果たす存在であり、理性院は寺家政所における寺務代として寺内の庶務や僧侶の統括を行うなど、寺務に関わる役割を担っていた。一方、報恩院・観心院・妙法院は、「門跡」の「師主」や聖教の管理を行うなど、法流相承に深く関わり、聖俗にわたってさまざまな役割を分掌していた。なおこれらの門徒中には一定の序列が存在したと考えられる。「満済准后日記」の門跡における儀式や門跡の置文等に記述される順序をみると、ほとんどの場合、理性院がその筆頭に記されていることから、満済にとっては寺務を補佐する理性院が、もっとも重要な門徒として認識され、上層に存在していたとみられる²⁶。また報恩院も、鎌倉後期以来、三宝院流の正統が報恩院に相伝されてきたため、法流相承を重視する満済にとっては重要な門徒として位置づけられていたと考えられる。

(三) 門跡の房官

三宝院門跡の房官のうち、系譜の辿れる家は【表3】に記した通りである。室町前期より安土桃山期に至るまで、世襲された房官の「家」が確認されるが、特に「井内」家は「満済准后日記」の中に「大藏卿上座」(経

祐)の名が散見され、「義演准后日記」にも「代々彼家井ノ内、経ノ字用之、法身院准后御代、経祐法眼ト有之」と記されることから、室町前期の「門跡」満済から安土桃山期の「門跡」義演に至るまで、代々「経」を通字として房官職が世襲されていたことがわかる(慶長元年十二月十三日条)。また服部論文Bで取り上げられている「大溪」家も、満済以後も世襲化された。

房官の役割については、門跡の堂宇・門跡領の管理、財務の管理や門跡御教書の奉者など門跡の俗的な庶務を勤めたり、儀式の奉行や出仕、法会における行事僧、供奉・陪膳・使者を勤めたとみられる。こうした三宝院門

【表3】坊官一覧

出典	公名(家名)	民部卿法眼、庁務法眼 (大溪)	大藏卿寺主 (井内)	兵部卿上座 (小倉)	宰相上座 (梅津)	按察	越中	民部卿寺主	少納言寺主
[賢俊置文][醒] 20函47号、104函1号、門跡房官の処遇、延文二年(1357)				(○)最秀法橋					
[隆源僧正記][新要録] p.1241、満済の供奉、応永六年(1399)				○(小倉)兵部卿上座	○賢慶				
[満済准后日記] 応永卅三年(1426) 正月八日条、満済の供奉				○親秀				○宗弁	
[満済置文] 同25函59号、門跡房官の処遇、永享六年(1434)・同七年	○蒙意→愛如意丸(蒙快)	○経祐	○親秀		○孝賢→孝淳				
[准后満済自筆覚書][醒] 25函59号 教賢[感候人数]、永享七年(1435)	○			○					
[或記][新要録] p.1244、義賢の供奉、康正三年(1457)	○蒙甚	○経長→経甚					○治部卿法橋風盛→永盛		
[醍醐寺控書案][大古] 8-1919 義覚[相計申人数]、文明元年(1469)	○蒙甚	○経甚	○親秀					○宗弁	
[得度類集記抄] 義覚項、[醒] 174函14号、「役者」、文明十四年(1482)	(○)蒙俊上座							○宗親	
[得度類集記抄] 政紹項、「宿所」に「参申」者、「役者」、文明十六年(1484)	○	○経秀	○		○			○宗親	○長栄
[得度類集記抄] 義覚項、「役者」、永正十一年(1514)					○長信				

※【表2】【表3】中の「○」印は史料中に表記されることを示し、さらに僧名がわかる場合は併せて記した。「→」は親族による世襲関係を表す。

跡の房官が果たした役割は、延暦寺青蓮院門跡の房官の役割と比較してほぼ同様といえよう。⁽³²⁾ 但し三寶院門跡房官は、門跡の世俗に関わる重要な存在として、「世間党」「世間者」とも呼ばれていたことは前述した通りである。⁽³³⁾ 房官の序列や役割分担については、大溪家が満済准後の「庁務」を勤めており、また井内家も代々門跡の「談合」に加わっていることから、この両家が門跡の経営の中核に存在していたとみられる。よって室町時代においてこの両家が房官の頂点にあったと推測される。

なお「門跡」は房官の出家得度に関わり、両者は師資関係を基礎して存続していたとみられる（愛玉公出家記『醒』八函一二八号六番）。

以上、本章では門跡を支える門徒と房官の役割を見てきたが、理性院が代々「寺務代」として、法身院住持の門跡の代わりに寺家政所を守っていたということになる。室町前期における満済以降、醍醐寺座主と三寶院門跡とは完全に兼帯されていたは確かである。そのことを考え合わせると、寺家政所と門跡組織もほぼ兼帯されていたと考えるのは自然ではなからうか。『醍醐寺文書聖教』において管見の限り、室町時代における「寺家政所」発給の文書が一通しか見出すことができないことは、聊か早急かもしれないが、本来寺家政所の三網らが行うべき職掌を、門跡の房官が代行し、寺家の命令として三寶院門跡御教書を発給したためではなからうか。

第三章 「門跡」と門跡組織の乖離

前章の通り、様々な役割を担う門徒や坊官らは、門跡を支える組織を構成していたといえようが、京門跡法身院に止住した門跡は、門徒や門跡組織の場は何処に置いて、支配を行っていたのであろうか。

(一) 門跡組織の場

「満済置文」には、「寺住真俗門弟・坊人、永不可被召置京門跡候、於暫時事者、勿論々々候哉」とあり、「寺住門弟・坊人」すなわち門徒や房官は、「京門跡」法身院に永く召し置いてはならないと書かれている。つまり「門跡」満済が京門跡に止住しても、門徒は「門跡」に随行せず、醍醐寺に住持していたといえよう。

では門徒や房官は、醍醐寺においてどのような門跡組織を築き、運営を行っていたのであろうか。満済は置文の中で、「門跡大小公事」は「真俗坊人」すなわち門徒や房官と相談し、「門跡」の「一身」による「御計」らいで決定してはならないと命じている（「満済置文」）。

さらに満済は次期「門跡」義賢の後嗣を教賢と定めて、醍醐寺金剛輪院に住持させ（「満済置文」）、次のような覚書を作成した（「准后満済自筆覚書」『醒』二五函五九号）。

若公様御方奉付可祇候人数事

顯濟僧都

庁務法眼

宰相上座

於自余児・坊官・侍如此間致祇候、御番等無懈怠可致沙汰、申沙汰候人数、雖何事一事不可有相違、每事理性院僧正・庁務法眼・宰相加談合、可令沙汰、御院家雜具道具雖一物不可出京、

永享七五月廿四日

(花押)

この中で満済は教賢の許に門徒である西南院顯濟、庁務法眼大溪豪意をはじめとする房官、「児・坊官・侍」が「祇候」し「御番」を行わせ、

理性院や房官豪意らの「談合」によって「門跡」後嗣を支えるよう命じている。そして金剛輪院の「雑具道具」は決して醍醐寺から出してはならないと規定している。つまり満済は法身院に止住したまま、後嗣教賢を頂点とした門跡組織に代替する組織を金剛輪院に形作るうとしたと考えられる。

また文明元年（一四六九）三歳で「門跡」となった義覚は、足利義政と日野富子の子であることから、幕府との密接な関わりによって入室したが、幼少の「門跡」は当然、修法や支配を行えないため、第二章で述べたように門徒らによって、「門跡」の「御祈手代」や「御経蔵御奉行」が勤められた。さらに「御門跡中諸事」を計らい申す「人数」が定められ、その構成員には、報恩院や金剛王院、観心院、理性院という門徒のほか、大溪豪意や井内経甚ら房官が命じられた（『醍醐寺掟書案』『醍醐八一九一九』）。

以上から、「門跡」は法身院に住持したが、その一方で門跡組織は醍醐寺に置かれ、以後、それを構成する譜代の門徒や房官がみられるようになったといえる。なお義覚は「五八代記」に「御童形初例敷」と記されるように、三宝院門跡において初の幼少の「門跡」であり、このことこそ門跡組織が「門跡」を頂点としなくても存続できる状態に整っていたことを示しているといえよう。

（二）「門跡」と門下との対立

「門跡」と門跡組織が分離することにより、「門跡」と門跡組織を構成する門徒や房官との関係はどのような状況を生み出すことになったのであるうか。満済は、門徒である報恩院について「若対当門跡存別心、振不儀院主出来者、以古今証文可決沙汰者也」と記し、門跡に反発した場

合は、「院主」（門徒）に対して「門跡」の権威を示し、「沙汰」を決すると述べている（『准后満済事書案』『醍醐』二六函三八号）。

しかし次期門跡義賢になると、「経覚私要抄」寛正三年（一四六二）二月十九日条に、「禪那院僧正（顕濟）為骨帳、准后ヲ訴申□□（有力）子細、令露見之間、去十三日夜令逐電了、近付者六七人同罷出云々、定非出世計敷、世間モ令同心者哉」、「大乘院寺社雜事記」同年四月十一日条にも、「一三宝院門跡事、出世以下訴申入敷、上意以外也、御迷惑云々、（中略）出世大略背門主、退散上下六十余人云々」とみえることから、「門跡」を訴えようとして逐電した「出世」「世間」者が六十人あまりも存在したことがわかる。とくに「顕濟」は前述した教賢の許での「談合」の一員であることから、門跡組織の上層部にも「門跡」に対して直接的に反発するものが現れたことは注目すべきといえる。

延徳三年（一四九一）には、「門跡」政紹も「三宝院門主」を「追出」されて南都に下向し、明応六年（一四九七）には、持嚴も「内者共」による「門跡」への「乱入」により「門跡」を辞している。³⁸このように満済以後の室町時代の門跡は、門下によって追放された事例が少なくない。これらの要因は、人格的な門跡が門跡組織を支える門下らにとって、すでに実質的な機能を失っていたためではなからうか。

以上本章をまとめると、室町時代の門跡は武家政権との関わりのために、京門跡法身院を常の住坊としたが、その組織は醍醐寺内の金剛輪院に置かれた。こうして本来一体であるはずの門跡と門跡組織の場が、法身院の創設を契機として乖離することになった。寺内に置かれた門跡組織は、主に寺住の理性院や報恩院をはじめとする門徒と房官によって運営されたが、門徒は門跡の機能を代替し、房官は門跡の運営を支えるという形で成長を遂げていった。そしてこうした状況は、門跡が門下であ

る「出世」党や「世間」党と対立し、時として追放されるという現象を生み出すことになった。つまり門下にとつて、門跡は権威の象徴に過ぎなくなつてしまつたため、次第に門下の思惑によつて門跡経営が進められていったといえよう。

第四章 三宝院門跡と金剛輪院

前述したように、金剛輪院は室町前期以降、三宝院門跡の組織の場として機能することが期待されたわけだが、金剛輪院が「三宝院門跡」と称されないながらも、どのような過程を経て、三宝院門跡の拠点と発展していったのであろうか。なお金剛輪院の建築的な整備については藤井恵介氏「三宝院の建築」⁽⁴¹⁾や山岸常人氏編集による『醍醐寺叢書 史料篇 建築指図書集』⁽⁴²⁾の金剛輪院の解説に詳しいが、ここでは建築的な整備とともに、相伝や院家としての役割などの院家の内部的な整備も含めて考えることにしたい。

(一) 金剛輪院の草創と変容

金剛輪院の草創については「新要録」には詳しく記されていないが、まず嘉元二年(一三〇四)、金剛輪院において「金剛輪院権僧正」通海が定什に対して附法を行っていることが確認される(『醍』一三一函七号)。正慶二年(一三三三)の賢助僧正讓状には金剛輪院が「前権僧正定任遺跡」であると記され(『醍』同二函九八号)、賢助の弟子賢俊は金剛輪院を居所としたとみられる。その相伝次第は「通海—定任—賢助—賢俊—成助—満濟—義賢—(教賢)—政深—(この間不詳)—義堯—義演」と推定され、主に宝池院方の正嫡によつて相伝された⁽⁴⁴⁾。

また江戸前期成立の「義演授真勝伝法灌頂印信紹文案」の一括包紙裏書には「金剛輪院トハ、今ノ御門跡ノ御寺也、根本此金剛輪院ハ三宝院ノ児ノ御所也ト云々」と記され(『醍』一〇三函九一号二—一番)、この「三宝院ノ児」とは第三章で述べた教賢を指し、教賢が金剛輪院に住持した由緒により、江戸前期には三宝院門跡の「御寺」と位置づけられていたことがわかる。

(二) 金剛輪院の役割

室町前期に教賢が金剛輪院に住持した後、金剛輪院はどのような役割を果たす院家となり、発展していったのだろうか。

まず第一に前述した門跡組織が置かれた場としての役割が挙げられる。第二に、「門跡」が寺内に還住した際の住坊として機能していた。満濟は駄都秘決(『醍』一〇一函一七号)の奥書にも「応永卅二年十一月五日、金剛輪院西窓而独挑寒灯書写之、夜雨蕭條頻添感涙者也、舍利神変、祖師法驗殊勝々々、座主前大僧正満濟」と記し、三宝院経蔵に納められた聖教を金剛輪院において書写している。第三には、座主坊としての役割も果たしていた。室町時代の代々の「三宝院門跡」は、将軍家から座主職を譜代の所識として安堵されて兼帯していた。満濟の座主祠堂を記した「醍醐寺座主祠堂条々」には、「一御出立所 三宝院廊北向、当时座主坊金剛輪院也、
臨期可有御移住用意而已」とあり、当時「座主坊」が置かれていたことが確認される(『醍』一二二函八〇号)。第四に、満濟が次期門跡義賢をはじめとする多くの弟子に対して金剛輪院を道場として伝法灌頂を行っていることから(「前大僧正満濟授義賢阿闍梨灌頂印信印明案」『醍』二六函二七号、「新要録」金剛輪院篇)、門跡の伝法灌頂の道場として用いられていたことが挙げられる。第五の役割としては、門跡重宝の保管の場が

ある。正慶二年（一三三三）正月十七日、前大僧正賢助は賢俊に対して三宝院・宝池院・遍智院等の院家を譲与したが、金剛輪院は成助に「申置」き、「本尊聖教等悉納置金剛輪院経蔵候」とし、もし賢俊が必要なおことがあれば「貸渡」すが、これらは皆「本門跡」に「付」すべきものである。「散失」しないようにと注意している（『醒』一〇函一〇一号、『大古』六一―二三七）。つまり金剛輪院の経蔵に三宝院門跡に伝来する本尊聖教等が納められていたことがわかる。また時代は下るが、慶長二年（一五九七）に准三后義演が醍醐寺の「要録」で「根本之縁起」でもある「醍醐寺要書」を書写し、その写本を納めたのは金剛輪院であった（『醒』一八二函一〇号一、書写奥書）。当時すでに金剛輪院は三宝院門跡の居所であったと考えられるが、金剛輪院に醍醐寺の創立や発展を記した「醍醐寺要書」を止め置いたことは、その後の醍醐寺内における金剛輪院の位置、すなわち醍醐寺の中心院家であり、門跡が統括する場として継承されることを念頭に置いていたことを示すといえよう。

以上から、鎌倉時代までは単なる三宝院流宝池院方相伝の一院家にすぎなかった金剛輪院は南北朝期以後は、三宝院門跡にとって様々な役割を担う院家として発展していったことがわかる。

（三）金剛輪院の整備と再興

三宝院門跡の拠点となった金剛輪院は、門跡が住むに相応しい場としてどのように整備されていったのか、その過程をみていくことにしたい。⁴⁶

永享元年（一四二九）十一月廿一日、金剛輪院に「常御所会所相兼」、同六年七月十三日には「厨子所」の「立柱上棟」が相次いで行われ（『満濟准后日記』）、金剛輪院の整備が開始された。さらに同十一年（一四三九）

四月廿八日には、座主義賢による「内裏仁王経法」の勸賞として、金剛輪院に「阿闍梨三口」が「寄申」され（『薩戒記』）、院家を支える住僧からも整えられた。しかし文明二年（一四七〇）八月、応仁文明の乱の兵火によって多くの下醍醐堂宇や院家が焼き払われた時、金剛輪院も焼失した（『新要録』金剛輪院篇）。大永五年（一五二五）二月になってようやく再建の作事が開始され、四月寝殿の棟上が行われ、六月に門跡義堯が移徙したが（『嚴助往年記』）、弘治二年（一五五六）には再び回祿したため、門跡義演は光台院へ移った（『新要録』金剛輪院篇）。その後義演は豊臣秀吉に資金的な後援を受けながら、積極的に金剛輪院の再興を目指し、慶長三年（一五九八）以降、寢殿・厨子所・書院・灌頂堂・湯殿・経蔵・屏中門等が「宝池院ノ旧跡」に新造された。⁴⁸

こうして義演が金剛輪院を再興し居所としたことにより、江戸前期以降、金剛輪院は事実上の三宝院門跡とみなされ現在に至っている。⁴⁹本章の検証により、金剛輪院が三宝院門跡として機能するようになった要因や過程について聊かではあるが、明らかになったと思われる。しかし注意しなくてはならないのは、慶長十二年（一六〇七）十一月六日の「前大僧正義演授有増許可灌頂印信明案」の奥書に「佐竹八幡宮社務上人有増頻懇望、仍免許了、（中略）道場金剛輪院也、雖然田舎ノ間タル間、三宝院ト書之」という文言からも窺われるように、三宝院門跡や三宝院流の本拠は金剛輪院ではなく、やはり三宝院であるという認識が根強く存在していたことである（『醒』四二函一四号ウ）。つまり江戸時代に至ってもなお金剛輪院の名称はあくまで「金剛輪院」であり、「三宝院」とは称されなかった点を確認しておきたい。

おわりに

南北朝期以降、三宝院門跡の賢俊や満済は武家社会の祈祷勤修などにおいて、政治的に重要な役割を果たしたが、醍醐寺においては決して卓越した立場にはなかつたとみられる。そのため賢俊は寺内において三宝院門跡が他院家の上位に立ち、寺内における中核的な立場に存在することを目指したと考えられる。一方満済は分派した三宝院流を相承して、三宝院門跡を寺内における法流上の中心的な存在にしようとした。つまり満済は賢俊と異なり、寺内に住持することはさほど執着せず、武家社会における役割をより円滑なものとするために、法身院に止住したと考えられる。ここに賢俊と満済の、三宝院門跡再興に対する考え方の違いがあったといえよう。

ところで人格的な門跡にとつての門徒とは、「門跡」の宗教的機能を代行する存在であり、房官は門跡の俗的な経営を支える重要な存在であった。そしてこれらの上層部の門徒・房官は共に「談合」して門跡組織を運営するようになったため、門跡不在の組織へと発展する可能性が生まれてきたといえよう。すなわち本来、門跡にとつて門徒の存在は、「満済置文」の「因縁坊人牢籠ハ、門跡衰微也」という文言に象徴されるように、「坊人」すなわち門徒や房官らの「牢籠」は門跡の「衰微」につながる、すなわち「門跡」にとつて門徒らは命運をともしする存在であったといえよう。³⁰しかし門徒にとつての「門跡」は、室町中期以降に門下が門跡を相次いで追放した現象から考えると、門跡組織を維持する上で、「門跡」は単なる権威の象徴と認識されていたようである。つまり室町中期以降、門跡組織は門跡不在のまま、機能できる状態になったと考え

られる。では形骸化した門跡がその後も存続したのは何故であろうか。まず第一に「門跡」が世俗両社会において権威の象徴であったためであり、第二に表向き、「門跡」が三宝院流の正統を相承する者として存在していたためであった。

今回検証してきた、人格的門跡と門跡組織の乖離という現象は、三宝院門跡の場合、満済を契機としてみられるもので門跡像の一例にすぎない。しかし他の門跡、例えば東大寺東南院の中にも三宝院門跡と類似した権威と実態の乖離という現象がみられることは慥かである。³¹一方で安土桃山期以降、三宝院門跡義堯や義演の行動にみられるように、権威と実態を取り戻そうとする動きが確認される。こうした門跡権威の再復活については、別稿を期して改めて論じることにはしたい。

また〔第四章〕で取り上げた三宝院門跡の醍醐寺内居所の問題、すなわち室町前期以降、三宝院門跡の居所が三宝院から金剛輪院に移った要因やその過程・状況については、これまでほとんど解明されてこなかったように思える。本稿での検証は紙数の問題もあり、未だ不十分な点はあるが、中世から近世における三宝院門跡の組織や宗教的な活動を考える上で重要な問題であると改めて認識した。この問題の解明についても今後継続していくつもりである。

【注】

- (1) 下坂守氏「中世寺院社会の研究」第四篇(思文閣出版、二〇〇一年)、衣川仁氏「中世延暦寺の門跡と門徒」(『日本史研究』四五四、二〇〇〇年七月)、五味文彦氏・菊地大樹氏編「中世の寺院と都市・権力」(山川出版、二〇〇七年)等。
- (2) 稲葉伸道氏「中世寺院の権力構造」第六・七章(山岩波書店、一九九七年)、安田次郎氏「中世の興福寺と大和」第三章(山川出版社、二〇〇一年)、高山京子氏「中世の興福寺門跡」(勉誠出版、二〇〇一年)等。
- (3) 永村眞氏「中世東大寺の「門跡」とその周辺―東南院「門跡錯乱」をめぐる―」(『史艸』四二、二〇〇一年)。
- (4) 稲葉伸道氏「青蓮院門跡の成立と展開」(河音能平・福田榮次郎氏編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年)。
- (5) 永村眞氏「門跡」と門跡」(大隅和雄氏編『中世の仏教と社会』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (6) 森茂暁氏「満濟」ミネルヴァ書房、二〇〇四年、同「政治と宗教」(『中世日本の政治と文化』思文閣出版、二〇〇六年)。大田壮一郎氏「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(『ヒストリア』一八八、二〇〇四年)、同「室町殿と宗教」(『歴史学研究』八五二号、二〇〇九年四月)、同「室町殿権力の宗教政策―足利義持期を中心に」(『日本史研究』五九五号、二〇一二年三月)(以上大田氏の三論文は、後に同氏「室町幕府と宗教」塙書房、二〇一四年に所収)、細川武稔氏「足利將軍護持僧と祈禱」(『日本歴史』六六四号、二〇〇三年)、富田正弘氏「室町時代における祈禱と公武統一政権」(日本史研究会史料研究部会編『中世日本の歴史像』創文社、一九七八年)、石田出「十五〜十六世紀前半における室町幕府祈禱体制―醍醐寺三宝院の動向を中心に―」(『学習院史学』五三号、二〇一五年)ほか多数。
- (7) 伊藤清郎氏「中世の醍醐寺」(『中世日本の国家と寺社』、高志書院、二〇〇〇年)。
- (8) 土谷恵氏「中世寺院の社会と芸能」第一部第一章・第二章、吉川弘文館、二〇〇一年。
- (9) 鈴木智恵子氏「出世・世間者」考 醍醐寺僧の場合」(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』三号、一九八一年)。
- (10) 拙稿「第一部第三章 室町時代における三宝院門跡の実態」(『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、二〇〇八年)。
- (11) 服部幸子氏「中世醍醐寺における法身院と満濟に関する一考察」(大桑斉編『論集 仏教土着』法蔵館、二〇〇三年)。
- (12) 服部幸子氏「醍醐寺満濟の准后序と房官に関する一考察」(『大谷大学院研究紀要』二〇、二〇〇三年)。
- (13) 注(10) 拙稿。
- (14) 注(10) 拙書所収「第一部第二章 南北朝期における三宝院門跡の確立」。
- (15) 満濟以降の三宝院門跡の出自については、松岡隆史氏「室町期における醍醐寺座主の出自考察」(『古文书研究』七七号、二〇一四年六月)がある。
- (16) この院宣は、三宝院流の嫡弟でなかった定済が座主に就任するために出されたものと考えられるが、詳細は「第一部第一章 三宝院・三宝院流と醍醐寺座主」(注(10) 拙書所収)を参照。
- (17) 拙稿注(10) 前掲論文。
- (18) 大田壮一郎氏「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(注(6) 前掲論文)。
- (19) 賢後より満濟に至る三宝院門跡については、橘悠太氏「南北朝期における醍醐寺三宝院光濟と室町幕府」(『日本史研究』六二六号、二〇一四年一〇月)、小池勝也氏「南北朝末期の醍醐寺三宝院院主と理性院院主」(『日本歴史』八一三号、二〇一六年二月)を参照。
- (20) 当時、三宝院流憲深方が嫡流とみなされていたことについては拙稿注(16)参照。満濟による重書収集については、弘法大師二十五箇条御遺言(『醍醐寺所蔵』の奥書にもその動きがみられる)。
- (21) 「三宝院賢俊僧正日記」文和四年(一三五五)三月十六日条等。
- (22) ただし義覚は文明十二年(一四八〇)、「土御門万里小路」に新造された新たな門跡に「移徙」した(『宣胤卿記』文明十二年十二月廿四日条「東寺廿一方供僧評定引付」同月廿日条。これは義覚が幼少だったため、それに応じた場が用意されたためとも考えられる)。
- (23) 「義演准后日記」には、再び「京門跡」の記載がみられるようになる(慶長十二年十二月八日条)。
- (24) 修法の大阿闍梨等の代わりに実際に作法を行う人。
- (25) 中院院重質は門跡政紹に対して、三宝院流宝池院方の法流を伝授したが、これは相次ぐ門跡の早世や辞任に伴って断絶した法流を中継したためであった。詳しくは「第一部第三章 室町時代における三宝院門跡の実態」(注(10) 拙書所収)参照。

- (26) 「満済准后日記」 応永三十三年正月朔日条における節供、永享四年正月朔日条における護摩の出仕僧などの順番など。
- (27) 「大蔵卿法印経祐奉書案」『醍』二五函二七〇号。
- (28) 「三宝院門跡義賢御教書案」『醍』一八函二二号。
- (29) 「満済准后日記」 応永廿三年正月十六日条。
- (30) 「満済准后日記」 永享四年八月廿八日条。
- (31) 「満済准后日記」 応永廿三年九月八日条、同年正月一日条、永享六年十月六日条。
- (32) 伊藤俊一氏「青蓮院門跡の形成と坊政所」『古文書学研究』三五号、一九八一年。
- (33) 「得度類集記抄」政紹項「醍」一七四函一四号。
- (34) 服部氏注(12) 前掲論文。
- (35) 明応二年(一四九三) 閏四月廿八日「醍醐寺政所堂童子職補任下文写」(二五函一三八号)。
- (36) 教済、都々若公とも。一条兼良の息。但し満済入滅後、離寺し、門跡にはならず。
- (37) 鎌倉時代の三度にわたる焼失後、南北朝期三宝院光済の時に一部再建されてはいたが(一座主次第)、満済は寺内の儀式に出仕する際には金剛輪院に住持した(満済准后日記)。安土桃山時代の義演も金剛輪院に止住していた(義演准后日記)。
- (38) 「大乘院寺社雑事記」延徳三年八月十二日条。
- (39) 「大乘院寺社雑事記」明応六年十二月廿四日条。
- (40) 満済の醍醐寺の住持の場合は金剛輪院であることは満済の服部論文Aで触れられている。
- (41) 藤井恵介氏「三宝院の建築」(『醍醐寺大観』第三巻、勉誠出版、二〇〇一年)。
- (42) 『醍醐寺叢書 史料篇 建築指図集』金剛輪院解説(勉誠出版、二〇一二年)。
- (43) 康永二年(一三四三) 十二月十六日、賢俊は金剛輪院において賢季に對して伝法灌頂を授けている(「賢俊授賢季伝法灌頂印信明案」『醍』七九函三四号)。
- (44) 相伝次第については『醍』一三二函七号、三六〇函一〇号、賢助僧正讓状(『醍』同二函九八号)、「満済置文」「新要録」「五八代記」の記述から

推定し作成した。

- (45) 駄都秘決は、三宝院流憲深方の祖憲深の撰による一帖で、仏舍利を如意輪宝珠と観じて修する秘法である駄都法の秘決を記したものである(『密教大辞典』)。
- (46) 注(42) 山岸氏前掲書。
- (47) 藤井恵介氏の研究によると、慶長三年における金剛輪院の書院・灌頂堂などの再建においては、興福寺の能施設が移築されたという(藤井恵介氏「興福寺の秀吉能施設から醍醐寺三宝院建築へ―三宝院殿堂の来歴―」『醍醐寺文化財研究所研究紀要』二三号、二〇一五年十一月)。
- (48) 「新要録」金剛輪院篇、「義演准后日記」慶長四年正月朔日条等。「宝池院ノ旧跡」に「綱張」が行われたことについては「義演准后日記」慶長三年五月十日条参照。
- (49) 注(41) 藤井氏前掲書。
- (50) 同様の文言は「義堯置文」の「坊人牢籠門跡衰微基也、互可被成水魚思哉」にもみられる。
- (51) 文明年中(一四六九〜八七)、東大寺東南院において門主(門跡)覚尋と門徒との抗争が起こったが、この時にも門跡と門跡組織の乖離がその要因にあったと考えられる(永村氏注(3) 前掲論文)。
- 〔付記〕 小稿執筆にあたり、御指導・ご教授いただいた永村眞氏に心より謝意を申し上げます。また史料閲覧および掲載に関して格別の御配慮を賜った醍醐寺当局に対して記して御礼申し上げます。